証券コード　3350
平成28年６月14日

株　主　各　位

東京都港区赤坂一丁目７番１号
株式会社レッド・プラネット・ジャパン
代表取締役社長CEOティモシー・ハンシング

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権の行使をすることができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年６月28日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成28年６月29日（水曜日）午後３時00分
2. **場　　所**　東京都港区赤坂２丁目12番13号
　味覚糖UHA館TKP溜池山王カンファレンスセンター　４A
3. **目 的 事 項**
　決 議 事 項
　第１号議案　子会社の株式譲渡契約承認の件
　第２号議案　定款一部変更の件

4. **その他株主総会招集に関する事項**
　代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎ 株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://redplanetjapan.com）において掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　子会社の株式譲渡契約承認の件

当社は、平成28年６月14日開催の取締役会において、当社が所有する①当社連結子会社であります株式会社レッド・プラネット・フーズ（以下、「RPF社」といいます。）の発行済株式16,812株（RPF社の発行済株式総数の61.25％に相当。）、②RPF社の子会社である株式会社キューズダイニング（以下「キューズダイニング社」といいます。）の発行済株式213株（キューズダイニング社の発行済株式総数の29.26％に相当。）、③RPF社の子会社である株式会社スイートスター（以下「スイートスター社」といいます。）の発行済株式815,340株（スイートスター社の発行済株式総数の40.77％に相当。）、及び④RPF社の子会社（香港法人）であるSweetstar Asia Limited（以下「Sweetstar Asia社」といいます。）の発行済株式12,000株（Sweetstar Asia社の発行済株式総数の48.98％に相当。）（以下、上記①乃至④を総称して「譲渡対象株式」といいます。）を、株式会社フード・プラネット（以下、「フード社」といいます。）に譲渡すること（以下、「本件株式譲渡」といいます。）を決議し、同日付で本件株式譲渡に係る契約（以下、「本件株式譲渡契約」といいます。）を締結いたしました。

本議案は、会社法第467条第１項第２号の２（事業譲渡等の承認等）に従い、株主の皆様に本件株式譲渡契約のご承認をお願いするものであります。

なお、本件株式譲渡の効力発生日は、平成28年６月30日を予定しております。

１．本件株式譲渡を行う理由

(1) 飲食事業譲渡の背景

当社は、平成26年５月より、飲食事業を展開する事業会社の株式を取得する形で飲食事業をスタートさせ、当社の連結子会社であるRPF社を通じて、マグノリアベーカリーのフランチャイズ権の取得、東京表参道、ハワイ及び韓国におけるマグノリアベーカリーの出店、「Kyochon」ブランドの使用権の取得、東京六本木におけるKyochon Chickenの店舗オープンなど、積極的な事業展開を図ってまいりました。

また、平成27年９月１日付「資本業務提携並びに新株発行等に関する資金使途及び支出予定時期の変更のお知らせ」、平成27年９月25日付「第三者割当による新株式の払込完了に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、資本業務提携契約締結先でありますフード社を持分法適用関連会社とし、当社との間で飲食事業におけるシナジーを図っていく予定でありました。

しかしながら、フード社による平成27年11月９日付「臨時株主総会の議決権行使結果並びに第三者割当による新株式及び新株予約権の発行の中止、これに係る有価証券届出書の取下げに関するお知らせ」で開示のとおり、同社の資金調達の中止や、平成26年９月期の不適切な会計処理に起因する過年度決算の訂正等により、計画どおりに飲食事業を展開することができない状態が続いておりました。

当社は、当社の飲食事業が当初の計画から遅れていることや、フード社の状況が前述のとおりであること等を併せて総合的に検討した結果、当社の中核事業である音楽事業及びホテル事業に経営資源を集中させ、両事業の一層の強化に努めていくため、平成28年１月29日開催の取締役会において、RPF社を介して営んでいる飲食事業を第三者に譲渡することを決議いたしました。

(2) 譲渡先選定の経緯

その後、当社は、飲食事業の譲渡先や譲渡方法等について、協議・検討を重ねてまいりました。

その一方、フード社は、飲食事業の進捗の遅れ等により、収益基盤の確保が急務であり、また、当初の事業計画では当社の飲食ブランドであるマグノリアベーカリー及びKyochonのフランチャイジーとして多店舗展開を実施していく予定であったため、それに向けての社内体制、人員の確保等はある程度進んでいる状況でありました。

フード社は飲食事業に精通した経営陣を揃えていること、また譲渡対象である事業をよく理解しており、フード社が当該事業を運営することで更なる発展が見込まれることなどから、当社は、フード社に対し飲食事業を譲渡することが、両社の今後の事業展開と経営効率の両面から最適であると判断し、譲渡先として選定いたしました。

２．本件株式譲渡契約に係る契約の内容の概要

(1) 本件株式譲渡の概要

当社は、本件株式譲渡契約に定められる各前提条件が充足されること等を条件として、平成28年６月30日をもって、当社が保有する譲渡対象株式をフード社に譲渡いたします。

これにより、当社において、①RPF社、その連結子会社である②キューズダイニング社、③株式会社キューズマネージメント、④スイートスター社、⑤Sweetstar Asia社、⑥株式会社アール・ピー・エフ、⑦Sweetstar Hawaii, LLC、⑧Nitrogenie Hawaii, LLC、⑨株式会社チキン・プラネット及び⑩株式会社アイアン・フェアリーズの合計10社の連結子会社の異動が生じ、かつ、Kyochon Asia Development Limited（香港法人）及びMagnolia Bakery Korea Limited（香港法人）の合計2社の持分法適用関連会社の異動が生じることとなります。

本件株式譲渡契約に定められる売却代金の金額は、金20億2,363万1,110円となります。この売却代金は、2020年12月の最終営業日を返済期限としますので、この売却代金の支払いを担保するため、当社は、譲渡対象株式の上に第一順位の対抗要件を具備した質権の設定を受けることを予定しています。

(2) 本件株式譲渡契約の概要

本件株式譲渡契約の概要は、以下のとおりです。なお、概要の作成にあたって下線部に記載した箇所を省略したほか、全体の趣旨を損なわない範囲で細部を調整しています。また、本件株式譲渡契約の原文は英語であり、以下はその概要の日本語訳となります。翻訳の過程において、英語と日本語の文法及び表現技法等の差異に対応するため、全体の趣旨を損なわない範囲で表現を調整している箇所があります。

株式譲渡契約書（概要）

この株式譲渡契約（以下「本契約」という。）は、株式会社レッド・プラネット・ジャパン（以下「譲渡人」という。）及び株式会社フード・プラネット（以下「譲受人」という。）の間で、2016年６月14日（以下「本契約締結日」という。）付で締結された。

本契約の定めるところに従い、それぞれ別紙Aに掲げる株式会社レッド・プラネット・フーズ（以下「レッド・プラネット・フーズ」という。）の発行済普通株式及びその子会社の発行済普通株式（以下「譲渡対象株式」と総称する。）を、譲渡人は譲り渡し、譲受人は譲り受けるため、本契約に定める相互の表明及び保証並びに確約その他の合意を約因として、法的拘束力に服することを意図して、以下のとおり合意する。

1. 定義

1.1. 本契約において別途定める場合を除き、本契約において用いる用語は本第1.1条に定める意義を有する。（以下では特に重要な定義語のみを掲げ、そうでない定義語は省略する）

「本件取引」とは、本件関連契約において企図された取引をいう。

「本件グループ」とは、レッド・プラネット・フーズ及びその子会社又は関連会社のうち別紙Bに掲げるものをいう。

「本件グループ会社」とは、本件グループを構成するものをいう。

「重要契約」とは、本件グループ会社のいずれかによって締結された、クロージング時点において有効な契約であって、その欠缺又は終了が本件グルー

プ会社の事業に重大な悪影響を及ぼすものをいう。

「本件支払合意書」とは、譲受人及び譲渡人の間で別途合意した様式及び内容で締結された本件売却代金の支払いに関する合意書をいう。

「本件売却代金」とは、20億2,363万1,110円をいう。

「本件株式質権設定契約」とは、譲渡人及び譲受人の間で、譲渡人の満足する様式及び内容で締結される質権設定契約をいう。

「本件関連契約」とは、本契約、本件支払合意書及び本件株式質権設定契約をいい、その別紙、別添及び付属書類を含む。

1.2. 契約の解釈の指針（省略する）

2. 譲渡及び譲受

2.1. 譲渡及び譲受の合意　本契約の定めるところに従い、クロージングにおいて、譲渡人は譲受人に対して譲渡対象株式を譲り渡し、譲受人は譲受人から譲渡対象株式を譲り受けるものとし、本件売却代金は本件支払合意書に従って支払われるものとする。

（注）本件支払合意書の概要

① 支払期日

譲受人は、譲渡人に対し、平成32年12月最終営業日までに、本件売却代金相当額（期限前弁済がなされている場合は弁済済みの額を控除した残高）を一括して支払う。

② 利息

初回利息支払日を平成28年12月30日とし、以後到来する3月、6月、9月又は12月の各末日に、本件売却代金残高に対し年利１％の割合で計算した利息を支払う。

③ フリー・キャッシュ・フロー及び資金調達による調達資金からの期限前弁済

株式取得の実行後最初に到来する3月、6月、9月又は12月の各末日を初回算定基準日とし、以後、支払期日までに到来する3月、6月、9月又は12月の各末日を算定基準日として、前算定基準日（初回算定基準日の場合は株式取得の実行日）の翌日以降当算定基準日までに生じた本件グループ会社のＥＢＩＴＤＡ（連結ベース）から支払利息、法人税等の額及び一定の設備投資額の合計額を控除した金額の一定割合を、各算定基準日から30日以内に譲渡人に対して支払う。

また、今後譲受人が株式又は新株予約権の発行を通じた資金調達を行ったときは、調達した資金の一定割合を、当該資金調達から60日以内に譲渡人に対して支払う。

④ 強制的期限前弁済

譲受人の支配権の変更が発生した場合又は譲受人が上場廃止となった場合は、一定の例外に該当する場合を除き、譲渡人は、本件売却代金残高及び未払利息額の弁済を求めることができる。

また、譲受人が重要な資産（譲受対象株式の全部又は一部を含む。）等を処分し、その対価を受領した場合、譲渡人はその対価に相当する額の一定割合及び未払利息額の弁済を求めることができる。

⑤ 遅延利息

支払に遅滞があった場合、年14%の遅延利息が発生する。

⑥ 期限の利益の喪失

譲受人による債務不履行、表明保証違反、破産手続開始等の事由が生じた場合、又はその他譲受人に重大な悪影響を及ぼす事由が生じた場合、譲受人は一切の期限の利益を喪失する。

⑦ 質権の設定
本件支払合意書に基づく譲渡人の譲受人に対する債権を担保するため、譲渡対象株式の上に第一順位の対抗要件を具備した質権が設定される。

3. 表明及び保証

3.1. 譲渡人は、譲受人に対し、本契約締結日及びクロージングにおいて、以下の各号に定める事項が真実かつ正確であることを表明及び保証する。(以下各号の表題のみを掲げ、本文は省略する)

(a) 設立及び存続
(b) 授権
(c) 有効性及び執行可能性
(d) 許認可
(e) 倒産手続の不存在
(f) 譲渡対象株式の保有及び制限等の不存在

3.2. 譲渡人は、譲受人に対し、本契約締結日及びクロージングにおいて、以下の各号に定める事項が真実かつ正確であることを表明及び保証する。(以下各号の表題のみを掲げ、本文は省略する)

(a) 本件グループ会社の設立及び存続
(b) 本件グループ会社による違反の不存在
(c) 本件グループ会社の資本関係
(d) 本件グループ会社の財務書類
(e) 本件グループ会社の資産
(f) 本件グループ会社の債権
(g) 本件グループ会社についての隠れた責任の不存在
(h) 本件グループ会社の租税公課
(i) 本件グループ会社の許認可
(j) 本件グループ会社の訴訟
(k) 本件グループ会社の契約関係
(l) 本件グループ会社の知的財産
(m) 本件グループ会社による従業員への支払い
(n) 本件グループ会社の事業計画

3.3. 譲受人は、譲渡人に対し、本契約締結日及びクロージング又は特に明記した時点において、以下の各号に定める事項が真実かつ正確であることを表明及び保証する。(以下各号の表題のみを掲げ、本文は省略する)

(a) 設立及び存続
(b) 授権
(c) 有効性及び執行可能性
(d) 許認可

(e) 倒産手続の不存在
(f) 明示の表明保証以外の表明保証がないことの応諾

4. 譲渡人の確約

4.1. 譲渡対象株式の処分禁止　譲渡人は、クロージング日まで、譲渡対象株式を譲受人以外の者に売却し又は処分しない。

4.2. 通常営業の実施　譲渡人は、本契約締結日からクロージング日までの間、本件グループ会社をして、(i)通常どおりに事業を運営し、全ての重要な点において、その資産及び財産につき、その使用目的に応じた良好な稼働状態を維持し、(ii)適用法令及び定款等を遵守し、(iii)継続的に適用している一般に公正妥当と認められる会計基準に従ってその会計処理を行う。譲渡人は、本件グループ会社をして、(a)定款等の変更、(b)持分権の発行又は持分権を発行する旨の合意、(c)重要契約の変更又は終了若しくは新たな重要契約の締結を行わせない。なお、疑義を避けるために規定すると、本第4.2条(i)の違反が譲受人の役員又は従業員に起因して発生した場合には、本第4.2条の違反を構成しない。

4.3. 変更の通知　(i)本件グループ会社の資産、事業、財務状態に重大な悪影響を生じさせると合理的に見込まれる変化が発生した場合、又は(ii)譲渡人がクロージングを実行する能力に影響を与えると合理的に見込まれる事由、通知又は事象（譲渡人による表明及び保証並びに確約その他の本契約に定める合意の違反を含む。）が発生した場合は、譲渡人は、譲受人に対して、直ちに書面により通知する。

4.4. 追加的措置　譲渡人は、本契約締結後、実務上可能な限り速やかにクロージングを実行するために商業上合理的な努力を行い、自ら又は第三者をして、適用法令に基づいてクロージングを実行するために必要又は妥当と認められる全ての行為を行い又は行わせる。

5. 譲受人の確約

5.1. 追加的措置　譲受人は、本契約締結後、実務上可能な限り速やかにクロージングを実行するために商業上合理的な努力を行い、自ら又は第三者をして、適用法令に基づいてクロージングを実行するために必要又は妥当と認められる全ての行為を行い又は行わせる。

6. クロージングの実行前提条件

6.1. 譲渡人の実行前提条件

譲渡人が本件取引を実行する義務は、以下に掲げる事由が充足されることを条件とする。ただし、譲渡人は、その単独の裁量により、その全部又は一部

の充足を放棄することができる。

(a) 第3.3条及び本件支払合意書に定める譲受人の表明及び保証が、クロージング日時点又は第3.3条若しくは本件支払合意書において別途明示的に定める時点において、全ての重要な点において真実かつ正確であること。

(b) 譲受人による本契約又は本件支払合意書の各条項の重大な違反がないこと。

(c) 譲受人が第5条及び本件支払合意書に定める義務を履行するために必要な全ての行為及び手続を完了していること。

(d) 譲渡人が以下に掲げる書類の原本又は写し（合理的に必要な場合は原本証明付）を受領していること。

（ⅰ）譲受人が本契約を締結することを承認する譲受人の取締役会議事録

（ⅱ）その他の本件支払合意書に基づいて譲受人が提出することを求められている書類

(e) 譲渡人によるレッド・プラネット・フーズの株式の譲渡が譲渡人の臨時株主総会において承認され、譲渡人が適用法令及び定款等に基づいて本件取引を実行する権限を得たこと。

6.2. 譲受人の実行前提条件

譲受人が本件取引を実行する義務は、以下に掲げる事由が充足されることを条件とする。ただし、譲受人は、その単独の裁量により、その条件の全部又は一部の充足を放棄することができる。

(a) 第3.1条及び第3.2条に定める譲渡人の表明及び保証が、クロージング日時点又は第3.1条若しくは第3.2条において別途明示的に定める時点において、全ての重要な点において真実かつ正確であること。

(b) 譲渡人による本契約の各条項の重大な違反がないこと。

(c) 譲渡人が第4条に定める義務を履行するために必要な全ての行為及び手続を完了していること。

(d) 譲受人が以下に掲げる書類の原本又は写し（合理的に必要な場合は原本証明付）を受領していること。

（ⅰ）譲渡人から譲受人に対する譲渡対象株式の譲渡を承諾した関連する本件グループ会社の取締役会議事録

（ⅱ）譲渡人が本契約を締結することを承認する譲渡人の取締役会議事録

（ⅲ）譲受人がレッド・プラネット・フーズの株式を譲渡することを承認する譲受人の臨時株主総会議事録

7. クロージング

7.1. クロージングの時間及び場所　譲渡人及び譲受人は、譲渡人の本店所在地又は譲渡人と譲受人で別途合意した場所で、2016年６月30日又は譲渡人及び譲

受人の間で別途合意した日（以下「クロージング日」という。）において、本契約において企図された取引を実行するために必要な全ての手続を行う。

7.2. クロージングの交付書類

(a) クロージングにおいて、譲受人による第7.2条(b)に掲げる義務の履行と引き換えに、譲渡人は、譲受人に対し、当事者間の共同名義で作成し、譲渡人の調印を付した各本件グループ会社宛の譲渡対象株式の譲渡にかかる株主名簿名義書換請求書を交付する。

(b) クロージングにおいて、譲渡人による第7.2条(a)に掲げる義務の履行と引き換えに、譲受人は、譲渡人に対し、当事者間の共同名義で作成し、譲受人の調印を付した本件支払合意書を交付し、もって、譲渡人が本件支払合意書に従って支払いを行わなければならないことを確認する。

8. クロージング後の対応

8.1. 株式質権　クロージング後直ちに、譲受人は譲渡人に対し、当事者の共同名義において作成された本件株式質権設定契約書に譲受人の調印を付して交付する。

8.2. Sweetstar Asia 対応　クロージング後直ちに、譲渡人と譲受人は、Sweetstar Asia Limitedの株式の譲渡の効力発生に必要な一切の手続（香港法に基づいて必要とされる合意書その他の書面の作成及び締結を含む。）を行う。

8.3. 会計及び税務　クロージング後において譲渡人が本件グループ会社の会計帳簿の閲覧若しくは謄写又はその他の会計事務の完了のために必要な協力（過去において記録済みの会計事務の訂正又は税務調査への対応を含む。）を求めたときは、譲受人は本件グループ会社をして直ちに当該協力等を行わせる。

8.4. 資本業務提携の終了　譲渡人と譲受人は、クロージングにより、譲渡人及び譲受人の間で締結された2015年9月7日付資本提携に関する合意書が終了し、本件関連契約がこれを上書きすることを合意する。

9. 情報の取扱い（以下表題のみを掲げ、本文は省略する）

9.1. 守秘義務

9.2. 公表

10. 損害の補償

10.1. 譲渡人による損害の補償

(a) 第10.1条(b)に定める制限に従うことを前提として、クロージング以降、譲渡人は、(i)本契約に定める表明及び保証の違反又は(ii)本契約に定める確約の違反によって生じたいかなる責任、損失、損害、費用又は支出（以下

「損害等」という。）も譲受人に負担させず、又は補償するものとする。なお、疑義を避けるために規定すると、(i)譲渡人は、いかなる事情又は環境によって生じたかを問わず、事業機会若しくは利益の喪失、経済的損失、間接的損害、付随的損害、特別損害若しくは派生的損害、又は懲罰的若しくは加重的損害について責任を負わず、(ii)譲渡人は、第12.10条に基づいて本契約又は他の本件関連契約が終了したことによって発生した損害等について責任を負わない。

(b) 本契約の他のいかなる条項にもかかわらず、(i)第10.1条(a)に基づいて譲渡人が負担する損害等の累計額の上限金額は、本件売却代金の50パーセント相当額とし、(ii)譲渡人による損害等の負担は、譲受人が、書面により（ただし、譲受人が当該損害等を認識した日の30日後の日を越えることができない。）、当該損害等の金額並びに表明及び保証又は確約違反の合理的な根拠を示して、クロージング日の1年後の応当日までに通知した場合に限る。

(c) 第10.1条に定める譲渡人による補償は、当事者間において本件売却代金の調整を目的とするものとして扱う。当該補償は未払いの本件支払合意書に基づく支払債務を減額させる。ただし、譲渡人が本件支払合意書に基づく権利を第三者に譲渡又は移転したときは、譲渡人及び譲受人が別途合意した場合を除き、当該補償は金員の支払いによって行われる。

10.2. 譲受人による損害の補償

(a) 第10.2条(b)に定める制限に従うことを前提として、クロージング以降、譲受人は、(i)本契約に定める表明及び保証の違反又は(ii)本契約に定める確約の違反によって生じたいかなる損害等も譲渡人に負担させず、又は補償するものとする。なお、疑義を避けるために規定すると、(i)譲受人は、いかなる事情又は環境によって生じたかを問わず、事業機会若しくは利益の喪失、経済的損失、間接的損害、付随的損害、特別損害若しくは派生的損害、又は懲罰的若しくは加重的損害について責任を負わず、(ii)譲受人は、第12.10条に基づいて本契約又は他の本件関連契約が終了したことによって発生した損害等について責任を負わない。

(b) 本契約の他のいかなる条項にもかかわらず、(i)第10.2条(a)に基づいて譲受人が負担する損害等の累計額の上限金額は、本件売却代金の50パーセント相当額とし、(ii)譲受人による損害等の負担は、譲渡人が、書面により（ただし、譲受人が当該損害等を認識した日の30日後の日を越えることができない。）、当該損害等の金額並びに表明及び保証又は確約違反の合理的な根拠を示して、クロージング日の1年後の応当日までに通知した場合に限る。ただし、本第10.2条(b)に定める制限は、本件支払義務（本件支払合意書において定義する。）には適用されない。

11. 費用負担

11.1. 本契約で別途定めた場合を除き、本件取引が実行されるか否かを問わず、各当事者は、それぞれ、自らの本契約及び本件取引の作成及び実行に関する手数料、費用又は支出（弁護士費用を含む。）を負担する。

12. 雑則（第10.10条を除き、以下表題のみを掲げ、本文は省略する）

12.1. 解釈
12.2. 完全合意
12.3. 変更
12.4. 譲渡の禁止
12.5. 準拠法
12.6. 紛争処理
12.7. 通知
12.8. 可分性
12.9. 副本
12.10. 終了　本契約及びその他の本件関連契約は、クロージング日までに譲渡人の臨時株主総会においてレッド・プラネット・フーズの株式の譲渡が承認されなかったときは、当然に終了する。

別紙A：譲渡対象株式

会社名	株式数	持分比率
株式会社レッド・プラネット・フーズ	16,812	61.25%
株式会社キューズダイニング	213	29.26%
株式会社スイートスター	815,340	40.77%
Sweetstar Asia Limited	12,000	48.98%

別紙B:本件グループ会社

子会社

- 株式会社キューズダイニング
- 株式会社キューズマネージメント
- 株式会社スイートスター
- Sweetstar Asia Limited
- 株式会社アール・ピー・エフ
- Sweetstar Hawaii, LLC
- Nitrogenie Hawaii, LLC
- 株式会社アイアン・フェアリーズ
- 株式会社チキン・プラネット

関連会社

- Kyochon Asia Development Limited
- Magnolia Bakery Korea Limited

３．本件株式譲渡により当社が受け取る対価の算定の相当性に関する事項の概要

(1) 算定の根拠

本件株式譲渡については、その公正性・妥当性を確保するため、当社及びフード社がそれぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に譲渡対象株式の株式価値の算定を依頼することとし、当社は株式会社ブレスより、平成28年３月３日付株式価値算定報告書（以下、「本算定書」といいます。）を取得いたしました。

株式会社ブレスは、将来の事業活動の状況を評価に反映することができるディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法を用いて、RPF社及びその子会社が作成した平成28年９月期から平成32年９月期までの事業計画に基づく財務予測を前提として、RPF社の株式価値（譲渡対象株式のみの価値ではなく、RPF社の株式全部の価値として算定されております。）の範囲を2,904,277千円から3,285,044千円と算定しております。

当社及びフード社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株価算定結果等を勘案し、両者間で協議・検討を重ねました。その結果、本件株式譲渡契約に定める売却代金の金額及び支払方法が妥当であり、この対価において本件株式譲渡を行うことがそれぞれの株主共同の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、平成28年６月14日開催の当社取締役会において、本件株式譲渡を決定し、同日、両者間で本件株式譲渡契約を締結いたしました。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本件株式譲渡については、当社がフード社の発行済普通株式17,562,300株（所有割合：31.29%）（平成28年３月31日現在）を所有していること、また当社の取締役であるサイモン・ゲロヴィッチ氏及びサム・ゲロヴィッチ氏の２名がフード社の取締役を兼任していること等から、当社における本取引の検討につきましては利益相反状態が生じ得ることに鑑み、当社は、利益相反を回避し本取引の公正性を確保するため、以下の措置を講じました。

① 独立した第三者算定期間からの株式価値算定報告書の取得

当社は、本件株式譲渡契約にあたり、第三者算定機関である株式会社ブレスに譲渡対象株式の株式価値の算定を依頼し、その算定結果を参考としてフード社との間で協議を行い、本譲渡価格により本件株式譲渡を行うことを平成28年６月14日開催の取締役会で決議いたしました。

②法律事務所からの助言

当社はリーガル・アドバイザーとして、宇都宮・清水法律事務所を選任し、法的な観点から利益相反の回避及び本取引の公正性確保について助言を受けました。

③ 利害関係を有しない取締役全員の承認

当社は、平成28年６月14日開催の当社取締役会において、本件株式譲渡について、本算定書を踏まえ、慎重に詮議・検討した結果、本件株式譲渡を承認することを決議いたしました。

当社取締役のうち、サイモン・ゲロヴィッチ氏及びサム・ゲロヴィッチ氏はフード社の取締役を兼任していること等から、上記当社取締役会においては、利害関係を有する取締役を除き審議を行った上で、全会一致により上記決議を行いました。また、当社監査役３名が上記当社取締役会に出席し、いずれも、当社取締役会が上記決議をすることに異議がない旨の意見を述べております。

４．譲渡する子会社の概要

株式会社レッド・プラネット・フーズ　　（平成28年３月31日現在）

(1) 名称	株式会社レッド・プラネット・フーズ
(2) 所在地	東京都港区赤坂一丁目７番１号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役　アンドリュー・ネイサン
(4) 事業内容	飲食事業を営むグループ会社株式保有による飲食事業の戦略立案・推進と事業会社の経営監督

(5) 資本金	711百万円	
(6) 設立年月日	平成27年２月26日	
(7) 大株主及び持株比率	株式会社レッド・プラネット・ジャパン 61.25% Foodlabs Limted 17.49% Evolution Advisors Limited 15.79% 日置俊光 2.70% Andrew Fraser 1.73%	
(8) 当社と当該会社との関係	資本関係	当社は当該会社の株式の61.25%を保有しております。
	人的関係	当社取締役２名が当該会社の取締役を、当社取締役１名が当該会社の監査役を兼務しております。
	取引関係	当社は、当該会社の経営支援に伴い、経営指導料を受領しております。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当いたします。

(9) 当該会社の直近の経営成績及び財政状態

決算期	平成27年９月30日 (単体)	平成28年３月31日 (単体・中間決算)
純資産	306,415千円	1,463,297千円
総資産	1,179,545千円	1,782,203千円
１株当たり純資産（円）	30,641.51円	53,313.59円
売上高	－千円	－千円
営業利益又は営業損失	△165,240千円	△164,489千円
経常利益又は経常損失	△251,449千円	△163,302千円
当期純利益又は当期純損失	△366,294千円	△165,467千円
１株当たり当期純利益額(円)	△36,629.46円	△6,028.60円
１株当たり配当金（円）	－円	－円

（参考）

株式会社レッド・プラネット・フーズが株式を所有する連結子会社等の概要

会社名	概要	大株主及び持株比率
(1) ㈱キューズダイニング	飲食店の経営・企画・運営・経営コンサルタント	㈱レッド・プラネット・フーズ 70.74% ㈱レッド・プラネット・ジャパン 29.26%
(2) ㈱キューズマネージメント	店舗運営する会社へのマネジメント及び人材派遣等	㈱レッド・プラネット・フーズ 100%
(3) ㈱スイートスター	東京表参道でマグノリアベーカリー１店舗を運営	㈱キューズダイニング 59.23% ㈱レッド・プラネット・ジャパン 40.77%
(4) Sweetstar Asia Limited	マグノリアベーカリーのライセンスを所有	㈱レッド・プラネット・フーズ 51.02% ㈱レッド・プラネット・ジャパン 48.98%
(5) ㈱アール・ピー・エフ	ナイトロジーニを国内で展開予定	㈱レッド・プラネット・フーズ 100%
(6) Sweetstar Hawaii, LLC	マグノリアベーカリーをハワイで１店舗運営	㈱スイートスター 100%
(7) Nitrogenie Hawaii, LLC	ナイトロジーニ（アイスクリーム）をハワイで１店舗運営	㈱アール・ピー・エフ 100%
(8) ㈱チキン・プラネット	東京六本木でKyochon（から揚げ）１店舗を運営	㈱レッド・プラネット・フーズ 100%
(9) ㈱アイアン・フェアリーズ	東京銀座で１店舗運営	㈱レッド・プラネット・フーズ 100%
(10) Kyochon Asia Development Limited	Kyochon（韓国Kyochonのライセンスを所有）	㈱レッド・プラネット・フーズ 50% Kyochon F&B Co., Ltd. 50%
(11) Magnolia Bakery Korea Limited	韓国ソウルでマグノリアベーカリーを１店舗運営	Hyundai Green Food Co., Ltd. 51% Sweetstar Asia Limited 49%

５．株式譲渡の相手方の概要　（平成28年３月31日現在）

(1) 名称	株式会社フード・プラネット
(2) 所在地	東京都港区赤坂一丁目11番28号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役　アンドリュー・ネイサン
(4) 事業内容	飲食事業を営むグループ会社株式保有による飲食事業の戦略立案・推進と事業会社の経営監督
(5) 資本金	1,867百万円

(6) 設立年月日	昭和61年3月13日	
(7) 大株主及び持株比率	(株)レッド・プラネット・ジャパン 31.29% (株)りく・マネジメント・パートナーズ 3.00% MONEX BOOM SECURITIES (H.K.)LIMITED CLIENT'S ACCOUNT 2.32% SIX SIS LTD. 1.87% INTERACTIVE BROKERS LLC 1.39%	
(8) 当社と当該会社との関係	資本関係	当社は当該会社の発行済株式の31.29%を保有し、当社との間において資本業務提携契約を締結しております。
	人的関係	当社取締役２名が当該会社の取締役を、当社取締役１名が当該会社の監査役を兼務しております。
	取引関係	当社との間において資本業務提携契約を締結しております。
	関連当事者への該当状況	当該会社は当社の持分法適用関連会社です。

(9) 当該会社の直近の経営成績及び財政状態	
決算期	平成27年９月30日（連結）
純資産	187,053千円
総資産	214,227千円
１株当たり純資産（円）	3.33円
売上高	519,410千円
営業利益又は営業損失	△140,552千円
経常利益又は経常損失	△137,231千円
当期純利益又は当期純損失	△132,751千円
１株当たり当期純利益額（円）	△2.41円
１株当たり配当金（円）	－円

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1)当社の事業年度は、毎年10月１日から翌年９月30日までとしておりますが、親会社と決算期を12月末に統一することで、経営及び事業運営の効率化を図るため、当社の事業年度を毎年１月１日から12月31日までに変更いたします。これに伴い、現行定款第14条、第15条、第45条、第46条、第47条に所要の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第18期事業年度は、2015年10月１日から2016年12月31日までの15ヶ月になるため、経過措置として附則を設けるものであります。なお、現在決算期が12月31日以外の国内連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定です。

(2)当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第６条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の320,000,000株から、798,000,000株に変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

下線部は変更部分を示しています。

現行定款	変更案
第２章　株式 （発行可能株式総数） 第６条 当社の発行可能株式総数は、320,000,000株とする。	第２章　株式 （発行可能株式総数） 第６条 当社の発行可能株式総数は、798,000,000株とする。
第３章　株主総会 （招集時期） 第14条 当会社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。 （定時株主総会の基準日） 第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年９月30日とする。	第３章　株主総会 （招集時期） 第14条 当会社の定時株主総会は、毎年３月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。 （定時株主総会の基準日） 第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

第７章　計算 （事業年度及び決算期） 第45条 当会社の事業年度は、毎年10月１日から翌年９月30日までの１年とし、事業年度末日を決算期とする。 （剰余金配当の基準日） 第46条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年９月30日とする。 （中間配当） 第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年３月末日を基準日として中間配当を行うことができる。	第７章　計算 （事業年度及び決算期） 第45条 当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までの１年とし、事業年度末日を決算期とする。 （剰余金配当の基準日） 第46条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年12月31日とする。 （中間配当） 第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年６月30日を基準日として中間配当を行うことができる。
（新設）	附則 第１条 第45条の規定にかかわらず、第18期事業年度は、2015年10月１日から2016年12月31日までの15ヶ月間とする。 本附則は、第18期事業年度経過をもってこれを削除する。

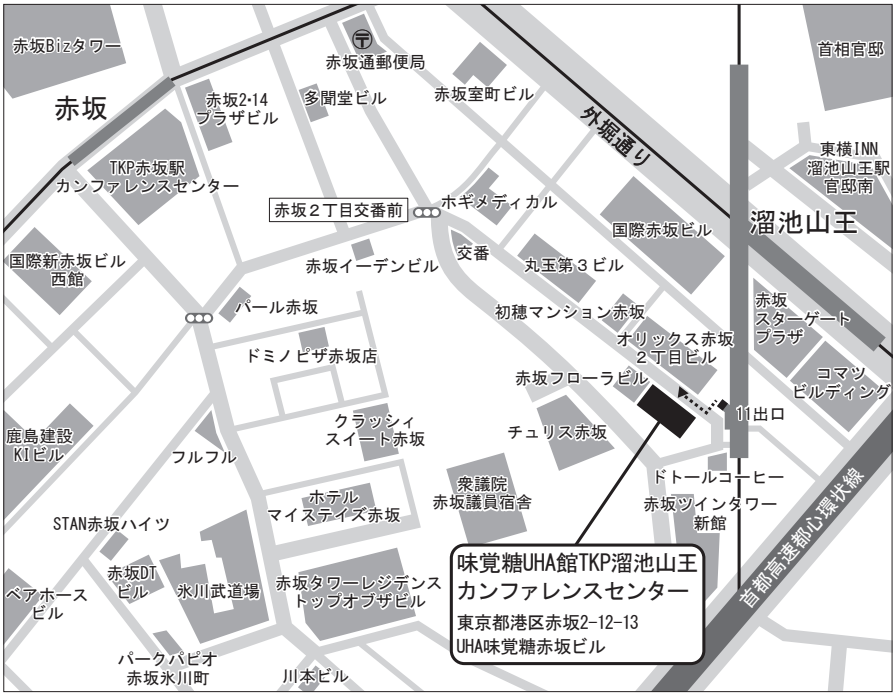
以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場案内図

会場　味覚糖UHA館TKP溜池山王カンファレンスセンター　4A

東京都港区赤坂２丁目12番13号
受付　ＴＥＬ　03（4577）9270



交　通　●地　下　鉄　銀座線溜池山王駅より徒歩１分
（東京メトロ）　（11番出口）
南北線溜池山王駅より徒歩１分
（11番出口）
千代田線赤坂駅より徒歩５分
（２番出口）